

漁港区域への風力発電施設の設置に関する 漁港管理者向けガイドライン

令和6年7月

水産庁漁港漁場整備部

水産庁

目 次

1. ガイドライン策定の趣旨	1
2. 用語の整理	2
3. 多様な関係者との合意形成の必要性	3
4. 占用等の許可基準の参考指針	4
5. 占用等の許可に当たっての留意事項	8
6. 風力発電施設の維持管理を目的として漁港を利用する場合への対応	9

1. ガイドライン策定の趣旨

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であり、「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月閣議決定）では2050年カーボンニュートラル等の実現を目指し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくものと位置づけられている。特に日本は、周囲を海に囲まれ、広範な管轄海域を有することから、洋上風力発電をはじめとする海洋での再生エネルギーについて、その賦存量が大きいとされており、風力発電の分野では洋上風力発電に注目が集まっている。

こうした状況を踏まえれば、今後、漁港区域に風力発電施設を設置しようとする事業者が出てくることが想定され、漁港管理者はこれに適切に対応することが求められる。

漁業根拠地である漁港は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の目的である水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることが基であり、漁港区域に風力発電施設を設置する際には、漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでなく、かつ、漁港の機能が十分に維持及び発揮される必要がある。

特に、風力発電施設は、長期間に亘って漁港区域内の水域等を占有することから、漁港の現状及び将来的な展望等を見据えつつ、利害関係者を含む多数の関係者に対して、漁港の意義や制度を説明し、併せて、必要な知見を有する有識者の協力を得て意見を聴取し、それらを十分に考慮の上で丁寧に合意形成を進めていくことが極めて重要である。

こうしたことから、水産庁では、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）や「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号）など、法律に基づき幅広い関係者間において適切に調整を行うプロセスや公正性・透明性等を確保した上で風力発電施設を設置する枠組みを参考にして、「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占有等の許可基準等の参考指針」（平成23年9月水産庁作成）の有効性や課題等を検証し、今般、漁港区域への風力発電施設の設置に関する漁港管理者向けガイドラインとして一新した。

漁港管理者においては、漁港区域に風力発電施設を設置しようとする事業者に対して、法第39条第1項に規定する行為の許可をする場合、本ガイドラインを参考にして適切に対処していただきたい。

なお、本ガイドラインは地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に

規定する技術的な助言であることを申し添えるとともに、「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」（平成 23 年 9 月水産庁作成）は廃止する。

2. 用語の整理

本ガイドラインにおいて、用語の整理は以下のとおりである。

(1) 漁港区域

法第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。

(2) 漁港管理者

法第 25 条の規定により決定された地方公共団体をいう。

(3) 漁港施設

法第 3 条に規定する漁港施設をいう。

(4) 風力発電施設

基礎、タワー、ブレード、電柱、送電線、埋設管その他の風力発電事業に必要な施設をいう。

注：漁港施設としての発電施設について

法第 3 条に規定する「発電施設」とは、漁港区域内の複数の漁港施設（法第 36 条の 2 の規定に基づき漁港台帳に記載された漁港施設）に電力を供給する施設をいう。このため、売電を目的とした風力発電施設は、法第 3 条に規定する発電施設には該当しない。例えば、売電目的の複数機の群の施設のうち一部のみを漁港施設としての発電施設とすることは不適切である。

(5) 占用等の許可

法第 39 条第 1 項に規定する行為の許可をいう。

(6) 漁港漁場整備事業

法第 4 条第 1 項に規定する漁港漁場整備事業をいう。

3. 多様な関係者との合意形成の必要性

漁港区域の水域等に風力発電施設を設置しようとする場合、漁港管理者による占用等の許可が必要になる。風力発電施設は、長期間に亘って漁港区域の水域等を占有することから、設置の検討段階から占用等の許可の申請に至るまでのプロセスとして、利害関係者を含む多数の関係者間において十分に意見調整がなされ、合意形成が図られることが必要である。

風力発電施設の設置の検討段階から、地域の多様な関係者が参画して合意形成を図る意義については、以下の点を挙げることができる。

- (1) 漁港管理者、関係都道府県、関係市町村、事業者、漁業関係者（水産業協同組合、漁業者、水産業に関する団体）、漁港周辺の地域住民等とのネットワークができる。
- (2) 漁港管理者は、水産業の健全な発展への知見を踏まえ、漁港の現状及び将来的な展望等を見据えて漁業根拠地としての漁港の機能が確保されるかという観点から検討し議論を行うことができる。
- (3) 漁業関係者や地域住民等、風力発電施設の設置の影響を受ける可能性がある者の懸念を具体的に把握し、その懸念を払拭するための議論を行うことができる。
- (4) 風力発電施設を設置しようとする事業者（風力発電施設を設置しようとする事業者が複数いる場合は複数事業者が参加）は、漁港の意義を理解する機会を持つことができ、漁業根拠地としての漁港の役割、漁業との共存及び漁業への影響を意識しながら、風力発電施設の設置について、調査の内容及び整備の内容を検討し進めることができる。
- (5) 関係都道府県や関係市町村は、協議会等を構成する者に対して、漁業調整や漁港漁場整備等の観点から調整が必須である事項等について情報提供や助言をすることができる。
- (6) 風力発電施設の設置の影響を受ける可能性がある者が、二以上の都道府県又は市町村の場合にあっては、当該都道府県又は当該市町村等、その他必要と認める者を含めることにより、トラブルの未然防止を図ることができる。

上述の意義を踏まえれば、漁港区域に風力発電施設を設置する場合には、漁港区域における風力発電施設の設置のあり方や具体的な方法等の検討段階から、漁港区域で風力発電施設を設置しようとする事業者、関係都道府県、関係市町村、漁業関係者（水産業

協同組合、漁業者、水産業に関する団体)、漁港周辺の地域住民、学識経験者、漁港管理者等、地域の実情に応じ、必要な知見を有する関係者が一堂に会した『透明性を持って協議する場』としての協議会等を設置し、丁寧な合意形成のプロセスが確保されることが必要である。

協議会等の設置主体については、漁港区域で風力発電施設を設置しようとする事業者(場合によっては関係都道府県又は関係市町村)となることが一般的であるが、漁港管理者も漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の観点から参画することが望ましい。

4. 占用等の許可基準の参考指針

漁港管理者は、漁港の利用及び保全の観点から、風力発電施設の安全性を確認し、危険の発生を防止するとともに、水産業の健全な発展と調和をとることができる風力発電施設であることを確認することが必要であり、風力発電施設の設置に伴う占用等の許可に当たっては、次に掲げる<占用等の許可基準の参考指針>を参考にして、地域の実情を踏まえつつ、あらかじめ許可基準を定めることが重要である。

< 占用等の許可基準の参考指針 >

(1) 事業の公益性、確実性等

- ① 風力発電事業を遂行するための申請者の資力及び信用、関係法令の許認可(建築確認含む。)の取得又はその見込み及び電力の用途(発生電力の全部又は一部が水産業又は一般電気事業の用に供されること)など、事業の公益性及び事業実施の確実性が確保されていること。
- ② 申請者の資力及び信用に応じた風力発電施設の保守点検、維持管理、撤去及び原状回復に係る適切な計画が策定されていることなど、事業の廃止、占用許可の期間満了時等における風力発電施設の撤去及び原状回復が適切に行われることが確実であること。

上記、①、②の条件の審査に当たっては、以下の(ア)、(イ)について確認すること。

- (ア) 風力発電施設の保守点検・維持管理の計画の策定及び実施体制の構築

- ・ 風力発電施設の性能低下、運転停止等の設備の不具合及び破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、計画段階において、風力発電施設の定期的な巡視や保守点検及び維持管理に係る適切な計画が策定され、また実施体制が構築されていること。
- ・ 事業者は、落雷・暴風・地震等により風力発電施設に異常をきたすことが想定される場合に、風車の回転を止める等の危険防止措置や事前の点検等を行うなど非常時に求められる対処を講じることとなっていること。被害が発生し損害賠償を負う場合、適切な対応を行うこととなっていること。
- ・ 事故が発生した場合には、事業者において原因究明及び再発防止策を講じることとなっていること。

(イ) 風力発電施設の撤去及び処分の計画の策定

- ・ 風力発電施設を撤去するまでの期間は、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理を行い、速やかに撤去することとなっていること。
- ・ 適切な撤去及び処分の実施方法や廃棄等費用の算定をした上で事業計画等が策定されていること。
- ・ 継続的に積立てをする等、廃棄等費用が適切に確保することとなっていること。

(2) 風力発電施設の設計及び施工の安全性

- ① 日本産業規格 JIS-C1400-1 に定める風車規格のクラスが、風力発電施設の設置場所で想定される風速（日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編（平成 20 年 3 月独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）5.1 に定める極値風速等）に応じた適切なものとなっていること。
- ② 施設構造の概略（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件が明らかであるとともに、地震、波浪、潮流その他の作用に対し、風力発電施設が安全な構造であること。

上記、①、②の条件の審査に当たっては、以下の点について確認すること。

- ・ 施工計画の概略及び工事の時期・工程が明らかであるとともに、風況、地盤調査等の自然環境に関する調査結果の報告・情報の提供時期、内容、方法が具体的に示されていること。
- ・ 新たな技術的知見や技術革新等により工事方法等の変更が妥当な場合は、施工計画の見直しを行い施設の安全性向上に努めていること。

(3) 風力発電施設の設置による漁港の利用又は保全への影響

- ① 漁港施設の維持、管理及び利用に支障を与えないこと。
- ② 漁船等の航行、停泊、作業に支障を与えないこと。
- ③ 漁港区域内の環境（砂の移動、静穏度等）に支障を与えないこと。
- ④ 漁港区域内における漁業活動に支障を与えないこと。
- ⑤ ブルーカーボンにも資する藻場・干潟の保全等の活動に支障を与えないこと。
- ⑥ 漁港施設の災害対策（地震・津波対策、波浪対策、災害時の漁港の離島航路等の啓開、漁港利用者等の避難及び避難情報の伝達等）に支障を与えないこと。
- ⑦ 海業の推進等による漁村振興の取組の実施に支障を与えないこと。
- ⑧ その他漁港の利用及び保全に著しい支障を与えないこと。

(4) 風力発電施設の設置による漁港の整備等への影響

- ① 漁港漁場整備事業の実施及び今後の事業計画の立案等に支障を与えないこと。
- ② 他の公共性の高い事業のための占用等の計画に支障を与えないものであること。

(5) 海岸保全区域への影響

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき漁港管理者である地方公共団体の長が管理する海岸保全区域内に、風力発電施設を設置する場合は、本ガイドラインによるほか海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針（平成 23 年 6 月農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局）によるものとする。

(6) 景観及び環境との調整

景観及び環境に関し、以下に掲げる条件を満たすこと。

- ① 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 4 号ロに規定する景観重要公共施設である漁港については、景観計画に定められた占用等の許可の基準に適合すること。

また、海岸法第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき漁港管理者である地方公共団体の長が管理する海岸保全区域における景観法第 52 条に規定する景観重要海岸についても、景観計画に定められた占用等の許可の基準に適合すること。

- ② 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する名勝、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する特別保護地区若しくは海城公園地区又は自然公園法

施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）に規定する第 1 種特別地域その他良好な景観を保全すべき場所に設置するものでないこと。

- ③ ②の地域以外の場所に設置する場合にあっては、周囲の景観と調和が図られているものであること。
- ④ 風力発電施設の設置により、漁場の自然環境や生物の生育環境に著しい支障を与えないこと。
- ⑤ 風力発電施設の設置により、漁港区域内の漁業者等の労働環境や住民の生活環境に支障を与えないこと。
- ⑥ その他漁港の環境の保全に著しい支障を与えないこと。

上記、③から⑥までの条件の審査に当たっては、地方公共団体が定める条例により当該項目について環境影響評価の実施が義務付けられているものにあつては、当該条例に基づく環境影響評価の結果を基準に判断し、それ以外のものにあつては、新エネルギー・産業技術総合開発機構が発行する「環境影響評価手法に係る事例のまとめ」（3.2 環境影響評価書の参考となる事例）、環境省が発行する「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成 25 年 6 月 環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室）による環境影響評価の結果等を基準に判断すること。

5. 占用等の許可に当たっての留意事項

風力発電施設の設置に伴う占用等の許可に当たっては、「漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について」（平成13年3月30日付け12水港第4829号水産庁長官通知）を参考にすることに加え、次に掲げる事項について留意することが望ましい。

(1) 関係者への意見聴取

漁港管理者は、占用等の許可を行おうとする場合には、原則として、あらかじめ関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴取すること。

なお、風力発電施設の設置の影響を受ける可能性がある者が、二以上の都道府県又は市町村の場合にあっては、当該都道府県又は当該市町村の意見を聴取すること。

(2) 多様な関係者との合意形成

漁港管理者は、風力発電施設の設置を目的として法第39条第1項に規定する許可を要する行為によって影響を受ける多様な関係者間において調整がなされ、合意形成が図られていることを確認すること。

(3) 占用等の許可条件として付する事項

- ① 風力発電施設の設置に係る占用等の許可を受けた者が、風力発電施設の工事に着手するときは7日前までに漁港管理者に届け出ること。
- ② 風力発電施設の工事が完了した時点で当該施設が占用等の許可の内容又は当該許可に付した条件に適合することについて、漁港管理者の確認を受けなければその使用を開始してはならないこと。
- ③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第51条第3項の規定に基づき、事業用電気工作物の使用前安全管理審査を行い、その結果の記録を提出すること。
- ④ 漁港管理者が、占用の状況、許可条件の履行状況等に関する報告を求めた場合には、その求めに応じること。
- ⑤ 緊急時の情報伝達体制を整備すること。
- ⑥ 事業の廃止又は占用許可の期間満了時には、風力発電施設を撤去し原状回復を行うこと。

(4) 占用等の許可期間

許可の期間は、原則として10年以内とし、漁港区域の状況、占用の態様等を踏まえて、適正なものとする。

(5) 申請者の適格性

- ① 海洋土木工事の実績（漁港等土木工事、漁港等浚渫工事、漁港等鋼構造物工事に該当する工事）があることを確認すること。
- ② 風力発電事業を遂行するために必要な資力及び信用があることを確認すること。

6. 風力発電施設の維持管理を目的として漁港を利用する場合への対応

風力発電施設を設置しようとする事業者からは、漁港区域に風力発電施設を設置しようとするための占用等の許可の申請だけでなく、漁港区域外に立地する風力発電施設の維持管理等のために、漁港区域の水域等を占用して利用する場合に占用等の許可の申請が出されることが考えられる。

この場合にあっても、漁港管理者は以下の点に留意するとともに、漁港は漁業根拠地であることから漁業活動による利用が優先されるものであり、長期間に亘って漁業活動以外に利用されることが、漁港として好ましいものではないため、漁港の利用の将来的な展望等を見据えた上で、適切に対応すること。

- ① 漁港管理者は、漁港区域外に立地する風力発電施設の維持管理等のためにする法第39条第1項に規定する許可を要する行為等が、漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないことを確認する等、本ガイドラインを参考にして適切に対処すること。
- ② 漁港管理者は、当該行為によって影響を受ける多様な関係者間において調整がなされ、合意形成が図られていることを確認すること。